

第14回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成20年7月23日(水)午後1時30分から午後3時55分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第2会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

青木富士彦(釧路町役場)

井上利秋(日本放送協会釧路放送局)

稲澤 優(釧路弁護士会)

小野信一(釧路社会福祉士会)

齋藤 隆(釧路家庭裁判所)

佐藤正信(釧路家庭裁判所)

津田鉄子(釧路市女性団体協議会)

富樫利弘(釧路市民生委員児童委員協議会)

中園桐代(釧路公立大学)

西村 毅(釧路市連合町内会)

向井 壯(釧路地方検察庁)

(2) 裁判所(説明者)

工藤克則(事務局長), 竹野 均(首席家裁調査官),

高橋潤一(首席書記官)

(3) 庶務

笠井弘行(総務課課長補佐), 松村美紀(総務課庶務係長)

4 議題

「少年事件手続について」

5 議事概要

(1) 稲澤優委員長あいさつ

(2) 新委員紹介及びあいさつ

新たに委員を委嘱された井上利秋委員（日本放送協会釧路放送局）、齋藤隆委員（釧路家庭裁判所）及び向井壯委員（釧路地方検察庁）が委員長から紹介され、それぞれあいさつをした。

(3) 少年事件手続についての説明

ア 高橋首席書記官から、少年事件における被害者配慮に関連する事項（少年法改正に至る経緯及び内容）についての説明があった。

イ 竹野首席家庭裁判所調査官から、被害者に対する調査の実態と今後の在り方についての説明があった。

(4) 質疑応答及び意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(5) 退任委員紹介及びあいさつ

7月31日をもって任期満了となる青木富士彦委員、津田鉄子委員、富樫利弘委員及び中園桐代委員が委員長から紹介され、それぞれあいさつをした。

(6) アンケート結果報告

委員会庶務から、東京及び大阪の市民団体が実施した各地の裁判所委員会に対するアンケート結果についての報告があった。

(7) 委員長選出及びあいさつ

委員会規則6条1項に基づき、齋藤隆委員が委員長に互選され、あいさつをした。

(8) 次回日程及び議題

今回は、本年11月ころ、地裁委員会と合同開催する方向で日程調整することになった。議題についても地方裁判所委員会と調整の上、決定することとした。

(別紙)

協議における発言の要旨

委員長： 本日は、少年事件、特に重大事件における被害者配慮について議論をしていきたい。

まず、報道に携わっている委員から、これまでの経験上、被害者に対してどのような印象を持っているか等を聞かせてほしい。

委員： 私はかつて報道カメラマンをしており、これまで、少年犯罪に限らず、多くの被害者を取材したことがある。その中で、被害者の被害感情というものは、私が想像するよりも非常に深刻なものであると感じてきた。例えば、写真を借りたり、昔の思い出の品を撮るため、被害者の自宅を訪れる際にはネクタイを締め、被害者が死亡した場合には、まず仏様に手を合わせる。このようにきちんとした対応をしないと被害者やその家族と打ち解けることができず、取材に協力してもらえないのが現実であった。

先ほどの裁判所からの説明のとおり、少年事件そのものは減っており、凶悪な重大事件も少ない。しかし、感覚的にはとても多いかのように思える。それは、私自身、取材現場において被害者と接する中で、加害者を許せないと感じることがかなり多かったからだと思う。特に、少年が事件を起こした場合、色々と配慮しなければならないというが、それが感情的に難しいときもある。例えば、ある少年が事件を起こした際、なぜ指名手配の写真を出さないのかということが問題になったように、加害者と被害者の見方が法曹関係者と報道関係者とでは違ったものになってしまう。

これからの課題として、報道関係者も被害者配慮という立法の動きを前提に、被害者に対する取材について考えていかなければならないと思

っている。

委員長： 先ほど，裁判所から少年事件における被害者配慮についての説明があったが，もともとは，刑事事件において，被害者が単なる参考人，証拠の客体の様な取り扱いをされてきたことから，被害者保護の要請が高まったという歴史的な経緯がある。その辺を踏まえ，検察の立場として，被害者配慮についての意見等を聞かせてほしい。

委員： 昨年，但木前検事総長が被害者団体である「あすの会」の会合における講演で，「昭和60年代の始め，検察は『被害者とともに泣く検察』というスローガンを標ぼうした。その時代の被害者は，ものを言えぬ被害者，泣き寝入りを強いられた被害者だった。今はものを言う被害者，権利を主張する被害者に検察がどう対応するかが求められている。」と述べている。つまり，従来は検察官が考える被害者像を念頭に置き，事実を解明して，厳正な刑罰をもらうことが適切な被害者対応だと考えていたところ，今は被害者が本当に要求することをきちんと聞いて，検察運営をしなければならないという趣旨である。

実際，現場にいと，昔と比べ被害者が権利主張をするようになったということを実感することがある。例えば，検察が加害者を不起訴とする判断をした場合，被害者からの批判がここ数年は厳しくなっている。

このようなことから，検察としては，被害者対応をきちんとしなければいけないと考えており，今年3月，捜査の処分，公判における主張や立証，起訴するかしないか等について，被害者からの要望を聞き，きちんと説明をするようにという内容の通達が発出された。

先ほど，被害者が事件記録を閲覧，謄写できるという話があったが，それもやはり，被害者が当事者として，事件の内容を詳しく知りたいという要望に応えるためのものである。これから，少年事件においても，

被害者からの要望に対し、かなり難しい対応を迫られることがあるように思われる。

委員長： これまでの少年法改正の流れの中で、裁判所はどんな問題点を意識して少年審判の運営に当たっているのか。

委員： 平成12年の少年法改正により、被害者の意見陳述という制度が新設され、被害者が少年の処遇等について意見を述べるできるようになった。しかし、それにとどまらず、今回の改正法では、一定の場合に被害者が少年審判を傍聴することができるようになる。このように、傍聴の要請が高まったのは、被害者にとって、刑事裁判の場合は公開の法廷で審理されることから、判決に至る過程が分かりやすいのに対し、少年審判の場合は非公開で行われることから、少年に言い渡された保護処分決定について、その保護処分が選択された経緯が全く分からないからである。確かに被害者が少年の態度や陳述を直接見聞きしたいという心情を持つのは当然のことである。ただ、一方では、少年審判そのものが教育の機会であり、非公開で行われるという原則は維持されているので、具体的にどのような場合に傍聴を許し、どのような場合に不相当として認めないのか、運用が難しいところである。この制度の真価を損なわないためにも、これからの手続の積み重ねにより、国民の心情に沿った運用をしたいと考えている。

当庁において、傍聴の対象となる重大事件の件数はそう多くないかもしれないが、自動車運転に伴う過失致死傷事件等、年に何件か対象事件が送致されてくることを想定しながら、今後、運用について検討を続けたい。

委員： 刑事手続とは異なり、少年事件手続は少年の健全育成を目的とするものである。具体的には、少年審判規則1条2項に、懇切にして誠意ある態度をもって少年の情操の保護に心がけ、調査、審判及びその他保護事

件を取り扱うという旨の規定がある。これまで、裁判所はこの規定のとおり、少年の情操の保護に心がけ、事件を取り扱ってきた。そこに被害者配慮が要請されるようになったことから、その調整をどのような形で行っていくかということが問題となってくる。国会の審議の中でも、そのようなことが考慮され、12歳に満たない触法少年に係る事件は、傍聴の対象から除くとしたり、傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である付添人の意見を聴かなければならないこととなった。

今後、裁判所は、バランスのとれた運用をしていくことが求められるが、そのためには、被害者の面接調査等を踏まえて、被害者の状態や心情等を把握した上、それをどのような形で少年審判に反映するのかを、事前に十分に検討して審判運営をすることが必要であると考えている。

委員長： これまでの意見等を踏まえ、被害者配慮に関する事項についての意見や質問はあるか。

委員： 傍聴をした被害者が、少年に言い渡された審判の結果に不服があるとき、異議の申立て等はできるのか。

委員： 結論から言えば、被害者が不服を申し立てることはできない。

少年法において、少年、その法定代理人又は付添人は、裁判所が言い渡した保護処分の決定に不服がある場合、抗告を申し立てることができるが、被害者にはそのような規定がない。これは、裁判所が言い渡す保護処分は、少年のための教育的措置だからである。

なお、刑事事件でも、直接被害者が判決を不服として控訴を申し立てることはできない。刑事事件においては、検察官が公益の代表という立場から、被害者の声を含めた形で最終的に控訴するかどうかを決めることとなる。

委員： 私自身、これまで、テレビや新聞等の報道によって、少年事件を知り、色々考える機会があった。やはり、少年事件においては、今までは加

害者に配慮した対応がなされていたように感じる。しかし、被害者、特に重大な殺傷事件の被害者や家族等は、真実や加害者の内心を知りたいという気持ちをずっと持っていたであろう。そういう意味で、今回、被害者配慮がなされることについては、色々な問題があるのかもしれないが、率直にうれしく思う。裁判所は、被害者が意見陳述や傍聴をする際には、被害者の本心をきちんと吸い上げて、審判運営をしてほしいと思う。

委員長： 被害者の傍聴制度の導入に伴い、少年審判廷の改修はされたのか。

説明者： 改修はされていない。これから、委員に少年審判廷を実際に見てもらい、意見を聴いた上で、少年と被害者の着席位置等について、検討を続けたいと考えている。

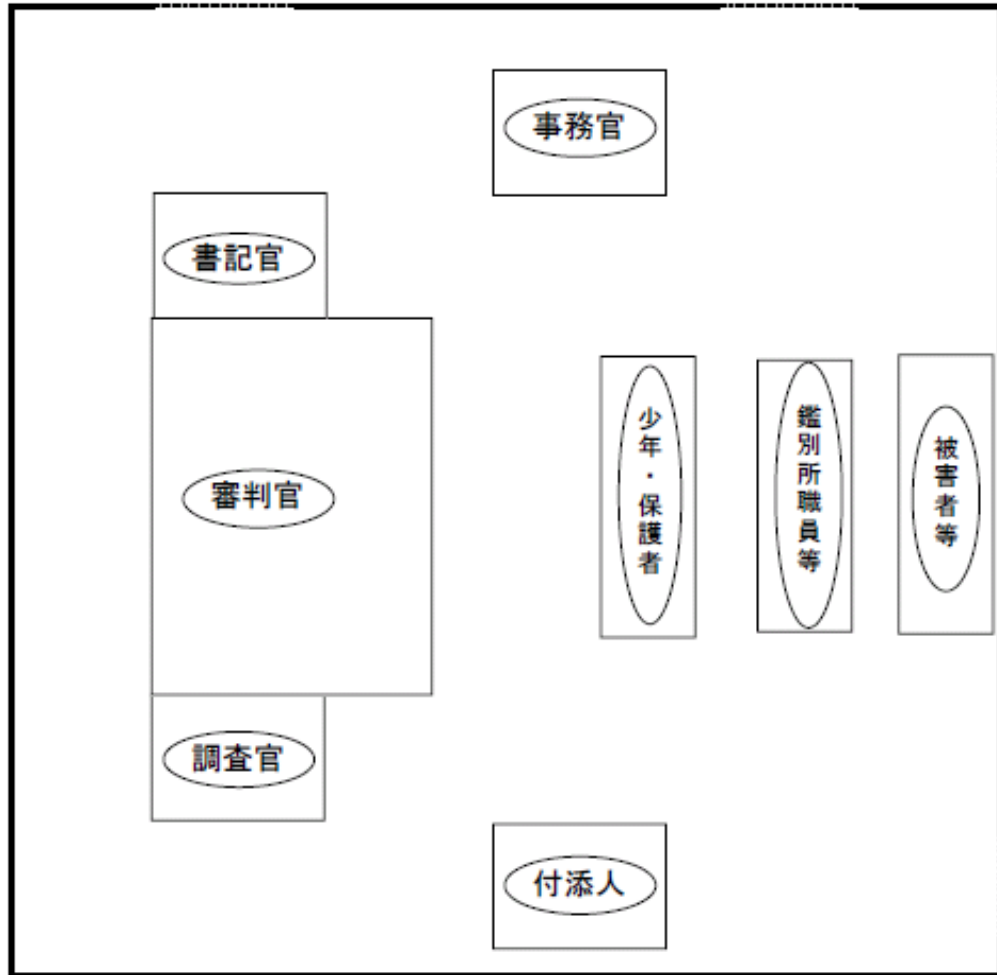
委員長： それでは、審判廷を見学の上、被害者が少年審判を傍聴をする際に留意すべき事項等について、協議を重ねたい。

(委員は少年審判廷に移動)

説明者： 当庁の少年審判廷は、全国的に見れば広い方だが、それでも刑事合議の法廷と比較すると約半分程度の広さしかない。この狭いスペースで被害者が傍聴をする場合、少年と被害者の位置関係が問題となる。

被害者が傍聴する際の少年と被害者の着席位置について、現段階での裁判所案としては、3列に長いすを置いて、最前列に少年及び保護者、最後列に被害者、中の列に身柄押送で同行した少年鑑別所職員等に着席してもらうことを考えている(下図のとおり)。

傍聴パターン(単独)



委員： 少年は、被害者に見られていると萎縮すると思う。ガラス張りの部屋を作って、そこから被害者が傍聴する方が良いのではないか。

委員： 少年は、事前に被害者が傍聴することを知らされるのか。

委員： 少年に対して、裁判官がきちんと説明する。審判自体が少年に対する教育的な処遇の一環なので、被害者が傍聴することを説明した上、審判を進めることとなる。

委員： 被害者が傍聴することにより、少年が発言を変えたり、本心を言わなくなる可能性はないか。

委員： その少年の性格にもよるが、影響を受ける少年はいるだろう。被害者

が傍聴していたら、言いにくいこともあると思う。そのようなことを考えながら、裁判官は審判運営をしていかなければならない。

委員： 被害者が不規則発言をした場合はどうするのか。

委員： 裁判官が、被害者に注意し、場合によっては退廷してもらおう。そうしなければ、少年は、裁判所が被害者に引きずられて傍聴を許したと思ってしまう。それは少年の教育に逆効果である。傍聴を認める場合、裁判所は公平な立場で、少年と被害者に対し、被害者が審判傍聴することの意味について、きちんと説明しながら、手続を進める必要がある。

委員： 重大事件について、事件を起こしてから審判までどれくらいの期間があるか。

委員： 少年が逮捕されてからの勾留及び観護措置の期間を考慮すると、通常は2か月以内で審判期日が入る。被害者の被害感情が非常に強い時期であると思われる。怪我が完治していない場合や入院中の場合も考えられる。

委員長： 被害者が突然傍聴を申し出た場合、被害者本人であることを身分証明書等できちんと確認してから傍聴させるのか。

説明者： 傍聴できる者の範囲は、被害者本人と法定代理人、被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合における配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹に限定されている。被害者本人は事件記録上明らかなので、本人確認が容易である。むしろ、被害者本人以外の親族が来たときに、しっかり確認をしなければならないだろう。

委員： 被害者に対し、傍聴の申出をすることができるという案内は、どの時点で行われるのか。

説明者： それについては、検討中である。傍聴制度は本年12月から実施されるので、それまでに具体的な運用を決める。

現段階では、被害者に対し、調査等のために郵便を送る際、パンフレ

ットを同封することが想定される。

委員長： 傍聴申出の可能性のある事件については、すべて書面照会をするのか。

説明者： そのような事件については、被害者に対し、面接調査をすることとなるだろう。

委員長： どこかの裁判所で、意見陳述の際、被害者の親が少年に対し物を投げたということを聞いたことがある。事案によっては、刑事事件のように、傍聴の際、所持品検査が必要な場合があるかもしれない。

委員： そのような事態を防ぐためにも、別室で審判を傍聴した方が良いのではないだろうか。例えば、ガラス張りの部屋やモニターを利用する方法が考えられる。

委員： 少年1人に対し、傍聴の申出人数が圧倒的に多くなったらどうするか。

説明者： 少年が萎縮するので、すべての申出を認めるということにはならないと思われる。

委員： 被害者の意見陳述とは、どのような形でされるのか。

説明者： 審判の場で裁判官に対し行う場合や審判以外の場で裁判官又は調査官に対し行う場合がある。ちなみに、当庁では、今まで、審判の場で被害者が少年の面前で意見陳述を行ったことはない。

委員： 被害者が事件記録の謄写をした後、事件記録のコピーをマスコミに公開したときはどうなるか。

説明者： 罰則はないが、記録の閲覧又は謄写をした者については、知り得た情報を漏らしてはいけないという規定がある。また、そのような行為をした場合、損害賠償請求をされる可能性もあるだろう。

委員： 仮に罰則があったとしても、被害感情から、そのような行動に及ぶ人間もいるかもしれないと思う。

説明者： 被害者が傍聴をしたとき、少年の発言により、さらに傷つく可能性も

ある。また、少年や付添人が、被害者も悪かったと主張・立証して、それが被害者にとっては耐え難いという場面も相当出てくることが予想される。そのような場合、少年の防御権を制限する訳にもいかないので、審判運営が難しいところである。

委員長： 当委員会としては、今後、傍聴に関する問題については、試行錯誤を積み重ねながら提言していきたい。

(委員は第2会議室に移動)

委員長： 少年審判廷の見学を踏まえ、被害者配慮について意見等はあるか。

委員： 被害者が傍聴の申出をしても認められない場合や、傍聴を中止した場合の被害者に対するフォローについて何か考えているか。

委員： 運用上、重大事件の被害者であって、傍聴を許可されないのはそれなりの理由がある。例えば、普段から復讐を公言している被害者が傍聴をすると、不測の事態が生じることが予想されるので、きちんと説明をした上で、傍聴を認めないこととなる。また、傍聴を許したものの、途中で不規則発言等があり、被害者が裁判官の注意に従わないときには、退廷してもらうこととなるが、裁判所としても、被害者が傍聴を許されている趣旨を理解してもらえるように、きちんと説明をする。

委員： 極端な意見かもしれないが、被害者は、たとえ傍聴をしても、加害者を許せないという気持ちを消せないと思う。被害者がどうしてもというなら別だが、そうでない限り、書面で審判結果を被害者に知らせることで留めることができないだろうか。

委員： 少年事件の場合、手続に教育的な側面が付帯するので、とても難しい。もしも、私が被害者だったら、加害者が成人であろうが少年であろうが、許せないという感情を持つと思う。しかし、社会的に考えると、少年は社会に教育され、きちんとした大人になるというプロセスを踏むべき存在であるので、それに対する保護が必要だということも一方では分かる。

そのバランスを裁判所がとるのは難しいと思う。一部のマスコミ報道では、今はもう少年法は不要であるというような極端な議論に流れているところもある。これは、子供という大人でないものをどういう風に処遇するのかという社会全体の問題を反映していると思う。18、19世紀は、子供という概念がなく、子供でも工場で働かされていた。学校に入れてきちんと教育するというのが近代の考え方である。そして、現代では大人と子供の境界が微妙になっている。大人でも自立できない人間がいる一方、私の思いこみかもしれないが、重大事件を起こすような少年は、非常に狡猾で、体も大きく、大人と変わらないというような人間もいる。経済社会の流れでいうと、子供も消費者として一人前の大人としてどんどん扱っていきこうとしており、やはり大人と子供の境界がなくなっている。その中で少年が事件を起こしたとき、社会が大人と子供を区別していないので、なぜこんな人間が少年法で守られるのかという意識を持ってしまふのだろうと思う。少年法が良いか悪いかについての判断は保留するが、私としては、社会が大人と子供の境界をどんどんなくす方向へ流れていると感じているので、少年審判については、どのようなやり方をしても、全員が満足する方法はないと思う。やはり、試行錯誤しながら、運営していくしかない。

自分の家族を殺されたら別かもしれないが、私が被害者になったとしたら、傍聴まではしたくない。むしろ早く忘れたいし、関わりたくないと思う。ただ、今後、被害者が別室で傍聴できるような環境が整えば良いとは思っている。

委員： 私も少年法や少年審判の教育的な要素、審判そのものが教育の過程であるということを徹底的にたたき込まれた人間である。最終的にはバランスをとるしかないのだが、被害者配慮の流れの中で、少年審判そのものの教育的措置が維持できるかどうか心配である。

また、被害者には守秘義務があるといっても、真実が見えてくると、それを社会にアピールしたいという考えが出てくると思う。確かに、後で損害賠償請求をする方法があったり、裁判所が事前に被害者がそのような行為をする人間かを見極めればよいのかもしれないが、やはりその危惧は拭い去れない。

社会では、少年の衝撃的な重大事件が起きると、マスコミで非常に非難される。しかし、現場にいと、実は加害者には知的障害や精神障害等があったということや、いじめや虐待等の問題を抱える中で、加害者が重大事件を起こすような人格になっていったという話を聞くことがある。やはり、少年については、再犯防止というより、初犯防止という観点で、親、学校、地域等が教育していくことが大切である。